平成２８年（フ）第４７号
北海道小樽市桜２丁目２番30号　パールコート桜101号室、前住所北海道小樽市新光１丁目18番17号
債務者　角橋　　勇
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第３８号
宮城県大崎市岩出山池月字下宮道合24番地
千田アパート２号棟１号
債務者　高橋　真之
1　決定年月日時　平成28年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
栃木県宇都宮市山本１丁目17番19号　ロイヤルコーポ102号
債務者　渡辺ステンレスこと　草野　　章
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８号
群馬県みどり市大間々町大間々151番地２
債務者　山崎　作藏
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第４３号
群馬県みどり市大間々町大間々341番地７
債務者　竹内　伸子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第３６号
新潟市中央区上大川前通１番町154番地　アレンダール白山公園603号
債務者　山城　良子（旧姓扇谷）
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４２号
新潟市中央区関屋田町１丁目27番地１　吉田アパート２階
債務者　中島由美子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７８号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字弥彦769番地11
債務者　吉田　勝英
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４２号
長野県茅野市玉川4330番地１
債務者　松尾　　忍
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１０８号
静岡県富士市厚原328番地の９
債務者　望月　　武
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１０９号
静岡県富士市厚原328番地の９
債務者　望月　清子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２０号
三重県尾鷲市新田町12番29号
債務者　稲葉　大樹
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２８年（フ）第６８号
鳥取県鳥取市古海1039番地　県住３－205号
債務者　牛尾　春美
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７３号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前浜252　鳴門グランドハイツ201号室、住民票上の住所徳島県鳴門市撫養町大桑島字中之組４番地
債務者　三原　章継
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８２号
徳島県徳島市佐古八番町２番２－７号　市営住宅
債務者　谷本　貴子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９４号
愛媛県松山市小坂３丁目４番８号　雅ビル302号
債務者　戸田　堯子
1　決定年月日時　平成28年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４７号
愛媛県新居浜市八雲町13番29号　サンモール八雲207号室、前住所愛媛県松山市溝辺町甲702番地２
債務者　鴻上　直行
1　決定年月日時　平成28年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月22日まで
松山地方裁判所西条支部